

第8 首都圏における災害対策

1 災害対策の必要性・重要性

今後30年以内に7割の確率でマグニチュード7クラスの首都圏に影響を及ぼす地震が発生すると言われており、最大の被害想定で建物倒壊や火災での死者が2万3,000人、避難所生活者が460万人と言われている。東弁としてかかる地震を想定した防災・減災対策と発災後の準備を進めておかなければならない。東京都においては、2004（平成16）年に東京三会が他の専門家職能団体等と呼びかけて「災害復興まちづくり支援機構」が創設され、東京都と協力関係を構築しており、防災まちづくりに加え災害が発生した場合には東京三会が同機構と協力して各種相談事業や復興まちづくり事業等に寄与することが想定されているが、我々は引き続き同機構の活動の充実・強化を支援していく必要がある。被災者に必要な情報を速やかに提供するほか、災害弱者をはじめ都内全域の被災者のための相談体制や紛争解決のための震災ADRを準備しなければならない。

災害対策として、平時に備えを十分に行うことがより重要である。災害対策本部設置と発災を想定した訓練はもちろん、危機意識・危機管理を忘れないための広報活動、大きな視点での平時の災害対策として、自治体との連携、社会福祉協議会との連携、企業やボランティア団体との連携を深めることが重要である。

2 東京弁護士会災害対策基金の創設

東京を襲う地震等が発生した場合、被災者数は東日本大震災を上回ることが予想される。東京弁護士会は、被災者支援、復旧支援活動を支えるための活動資金として、また、会員が重大な被害を被った場合に会員やその家族の支援のため、2016（平成28）年9月7日開催の常議員会において、東京弁護士会災害対策基金（以下、「災害基金」という。）の創設を決議するとともに同基金に関する規則を制定し、同年11月2日開催の臨時総会において、東京弁護士会災害基金創設に伴う災害基金特別会計（以下、「災害基金特別会計」という。）に関する補正予算を承認した。

基金は、会員から特別会費等を徴収することなく、一般会計繰越金から資金を確保し、特別会計（災害基金特別会計）を新設して、2016（平成28）年度は2億円の組み入れが行われた。東日本大震災や熊本地震における法律相談需要や震災ADRの利用実績に照らし、東京における被害想定と東京弁護士会の会員規模（約7,800人）に鑑みて、2億円という基金の創設は相当であり、不足のおそれなしとしない。

東日本大震災、中越地震、熊本地震など日本列島のあらゆる地域で地震を始め、台風・洪水等の大災害がいつ発生してもおかしくないこと、東京に影響のあるマグニチュード7クラスの地震が30年以内に7割の確率で発生するとも言われていること、災害対策先進単位会といわれる静岡県弁護士会や仙台弁護士会に同種の基金が創設されていることから、防災の努力をしても甚大な

被害が予想されているという中で、大規模災害が発生した際に、活動資金を用意することで適時に適切な支援活動を可能ならしめるものとして基金の創設は評価できる。

基金の支出対象については、東京弁護士会災害基金に関する規則第4条の定めでは広範なものになるおそれのあったところ、理事会においてガイドラインが制定され、「ガイドライン説明書」及び「東京都に被害が生じた災害の場合のシミュレーション」が策定されたことにより、支出予想額や支出の順位が一定程度明確になされた。災害対策の名の下に不適切な支出がなされることのないよう規則第5条の常議員会によるチェックは失念されてはならない。

3 今後の課題

災害発生時に機動的な支出ができるようにするため、たとえば、災害発生時の法律相談の日当額等について、平時のうちにガイドラインに定めておくことが望まれる。

また、基金からの支出が想定されているもののなかには、高齢者や障がい者のための相談に利用を想定している移動用相談車両のレンタル料など、平時において購入して巡回法律相談等に利用し、発災後に震災法律相談等に転用することが望ましいものがある。このようなものは平時に実現することが望ましい。

なお、基金から支出された場合の基金の補てんが未検討である。わが国ではあらゆる地域で大規模災害が発生しうるのであるから、基金の補てんは必須であり、その方法を検討しておくことが望まれる。